

天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年３月天理市議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和７年３月24日

天理市議会議長 大 橋 基 之

天理市議会規程第１号

第３条第６号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第７号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第８号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「免許証の番号」の次に「又は同法第95条の２第２項第１号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第５条第２項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第８条第８項第１号及び第２号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第10条第１項第１号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第11条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第１号、様式第11号及び様式第17号中「☐健康保険被保険者証」を削る。

附 則

（施行期日）

- １ この規程は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この規程の施行の際現に改正前の天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づき作成されている開示請求書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の天理市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（以下「改正後の規程」という。）の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。
- ３ この規程の施行の際現に改正前の規程の規定に基づき提出されている開示請求書等は、改正後の規程の規定に基づき提出されたものとみなす。